

# 平成24年産 水稲被害申告の受付について

今年度の被害申告の「受付・損害評価」を下記のとおり4回予定しております。

病虫害・鳥獣害等で水田1枚に3割以上（5割補償を選択された場合は5割）の減収になるとと思われる加入者の方は、8月上旬に配付される損害評価野帳に必要事項を記入し、下記の損害評価野帳の提出期間に、受付場所へ提出して下さい。

記

## ◎被害申告期限・現地調査日◎

	損害評価野帳に記載の刈取予定日	損害評価野帳の提出日	現地調査日
第1回	8月30日～9月5日	～8月27日の午後3時まで	8月29日に評価
第2回	9月6日～9月12日	8月28日～9月3日の午後3時まで	9月5日に評価
第3回	9月13日～9月20日	9月4日～9月10日の午後3時まで	9月12日に評価
第4回	9月21日～	9月11日～9月18日の午後3時まで	9月20日に評価

## ◎損害評価野帳の配布先及び受付場所◎

地区	損害評価野帳の配布先	損害評価野帳の受付場所
東濃西部	市役所・事務所（対象外あり）・支所（対象外あり）・コミュニティセンター	市役所・事務所（対象外あり）・支所（対象外あり）・コミュニティセンター
旧恵那市	JA東美濃各支店・営業所・恵那アグリセンター	JA東美濃各支店・営業所・恵那アグリセンター
恵那市南部	各振興事務所・恵南アグリセンター	各振興事務所・恵南アグリセンター
旧中津川市	JA東美濃各支店・営業所・中津川アグリセンター	JA東美濃各支店・営業所・中津川アグリセンター
加子母・付知・福岡	各総合事務所・JA東美濃経済センター・恵那北アグリセンター	各総合事務所・JA東美濃経済センター・恵那北アグリセンター
川上・坂下・蛭川・山口	各総合事務所	各総合事務所

### その他

1. 急な評価の依頼には対応できかねますので、稲の状態を前もって把握し適切な期日に申告してください。
2. 調査は上記の現地調査日に行います、刈取り後の調査はできませんので、刈取り日の予定が早くなる場合はご連絡ください。できる限り早急に調査します。  
なお、刈取りが1回目の評価以前又は4回目の評価以降の場合はお問い合わせください。
3. 損害評価野帳に記入いただいた刈取予定日により、適切な調査日に変更することがありますので正確に記入願います。
4. 被害申告をされた場合の「被害表示の立札」は、現地調査日の前日までに道路側又は機械の進入路付近でよく見える場所に必ず立ててください。  
立札は、水に強い素材ですのでビニールに入れなくても大丈夫です。
5. 調査の終了後「被害表示の立札」にテープを巻きますので、刈取りをされる場合は立札をご確認ください。
6. 記入方法等については7月下旬に配付予定の「広報NOSA Iとうのう」8月号に掲載します。  
(上記の期日は現在の予定です、天候等により調査日等の変更をする場合は8月号「広報NOSA Iとうのう」に記載しますので改めてご確認ください)